

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 株式会社三義

代表取締役 小 野 敬 之

住 所 秋田県由利本荘市東梵天293番地2

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 フレスポ土崎・マックスバリュ港北店

所在地 秋田市土崎港北七丁目161番2 外33筆

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更年月日

平成21年 3 月 19日 他

(5) 変更理由

小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更のため

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 3 月 24日から同年 7 月 24日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由